

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）第2条の規定に基づき、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年栃木県条例第25号。以下「条例」という。）及び栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年栃木県規則第55号）に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第16条の規定による届出の書類の部数は、正副各1部とする。

2 市長は、前項の届出を受理した場合は、処理経過台帳（様式第1号。以下「台帳」という。）に所定の事項を記載するものとする。

(届出の処理)

第3条 市長は、前条の届出を受理した場合において、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合していると認められるときは、特定施設新築等工事（変更）届出書（以下「届出書」という。）副本に適合印を押印し、届出者に返却する。

2 市長は、前項の規定による処理をしたときは、台帳に経過を記載し、届出書正本を保管する。

3 市長は、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合していないと認められるときは、当該届出をした者に対し、特定施設新築等工事（変更）届出書に関する指導書（様式第2号）により、条例第17条の規定による指導又は助言を行う。

4 市長は、前項の指導又は助言により届出書の記載内容又は計画が修正された場合において、整備基準に適合していると認められるときは、第1項及び第2項の規定による事務処理を行う。

5 市長は、第3項の指導又は助言に対し整備基準不適合説明書（様式第3号。以下「不適合説明書」という。）の提出等により整備基準に適合できない旨の意思表示があった場合は、適合しないものと認め、届出書副本を届出者に返却し、台帳に経過を記載のうえ、届出書正本を保管する。

(変更届の受理)

第4条 市長は、条例第16条第2項の規定による届出内容の変更の届出を受理した場合は、台帳に所定の事項を記載する。

(変更届の処理)

第5条 市長は、前条の規定による変更届を受理した場合において、当該変更届にかかる計画と届出の記載内容を照合し、第3条の規定に準じて事務処理を行う。

(完了届の受付)

第6条 市長は、条例第18条の規定による工事完了の届出を受理した場合は、台帳に所定の事項を記載する。

(完了検査の実施)

- 第7条 市長は、前条の規定による完了届があったときは、条例第19条の規定による完了検査を行う。
- 2 市長は、前項の完了検査により整備基準に適合していると認められるときは、完了届の写しに適合印を押印し、届出者に送付する。
 - 3 市長は、前項の規定による処理をした場合は、台帳にその旨を記載し、完了届を保管する。
 - 4 市長は、第1項の完了検査により整備基準に適合していないと認められるときは、届出者に対し特定施設工事完了届出書による完了検査に関する改善指導書（様式第4号）により指導又は助言を行う。
 - 5 市長は、前項の指導又は助言により整備項目の改善がなされ、整備基準に適合していると認められるときは、第2項及び第3項の規定による事務処理を行う。
 - 6 市長は、第4項の指導又は助言に対し不適合説明書の提出等により整備基準に適合させられない旨の意思表示があった場合は、適合しないものと認め、第3項の規定に準じて事務処理を行う。

(請求書の受付)

- 第8条 市長は、条例第21条第1項の規定による適合証の請求書（以下「請求書」という。）を受理した場合は、台帳に所定の事項を記載する。

(請求にかかる処理)

- 第9条 市長は、前条の規定による請求があった場合には、第7条の規定による完了検査の結果を確認し、整備基準に適合していると認められるときは、条例第21条第2項による適合証を交付する。
- 2 市長は、前項の処理をした場合は、台帳にその旨を記載し、請求書を保管する。

(国等が新築等する施設の請求書の受付)

- 第10条 市長は、国等が新築等する届出不要の施設について請求書の提出があった場合は、第8条の規定に準じて台帳に所定の事項を記載する。

(届出不要施設の請求にかかる処理)

- 第11条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、第7条の規定に準じて完了検査を行う。
- 2 市長は、前項の規定による整備基準に適合していると認められる場合には、適合証を交付する。
 - 3 市長は、前項の規定による処理をした場合は、台帳にその旨を記載し、請求書を保管する。
 - 4 市長は、第1項の規定により整備基準に適合していると認められない場合には、第7条第4項の改善指導書により指導又は助言を行う。
 - 5 市長は、前項の規定による指示に対し改善がなされ、整備基準に適合していると認め

られる場合は、第2項及び第3項の規定による事務処理を行う。

6 市長は、第4項の指導又は助言に対し不適合説明書の提出等により整備基準に適合させられない旨の意思表示があった場合は、適合しないものと認め、第3項に準じて事務処理を行う。

(報告)

第12条 市長は、条例第16条から第19条及び第21条の施行に関し、台帳の写しを磁気ディスクにより年1回栃木県県土整備部建築課へ報告する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。